

高圧ガス保安法・液化石油ガス法に基づく免状の 申請手数料納付に関するお知らせ

高圧ガス保安法・液化石油ガス法に基づく免状の申請手数料は、次の以下の方法で納めてください。なお、お手持ちの京都府収入証紙を利用（申請先の高圧ガス保安協会へ令和5年2月末日までに到着するものに限り利用可能）する場合は、証紙を貼付して申請してください。

申請の種類	手数料納付方法
新規交付	・納付書での納付・・・(A) ・京都府庁舎窓口での納付（現金・キャッシュレス決済）・・・(B) ※試験時に配布される納付書を紛失された等、納付書をお持ちでない方は、京都府庁舎窓口で納付してください。
再交付・書換え	・京都府庁舎窓口での納付（現金・キャッシュレス決済）・・・(B)

納付可能な京都府庁舎窓口一覧

手数料納付が可能な窓口一覧は[こちら](#)（京都府会計課ホームページ）

※高圧ガス保安法・液化石油ガス法に基づく免状の申請手数料の納付は**京都府庁と広域振興局総合庁舎**で行えます。

(A)：納付書での納付

試験時に配布される納付書を用いて納付した後、納付済証を切り取り、申請書に貼付して高圧ガス保安協会へ送付してください。

詳しい納付方法は以下をご覧ください。

- ・[納付書での納付方法](#)（京都府会計課ホームページ）

(B)：京都府庁舎窓口での納付（現金・キャッシュレス決済）

試験時に配布される納付書を紛失された場合や、免状の再交付、書換え（書換えは液化石油ガス設備士のみ手数料が必要）を申請される場合は、京都府庁舎窓口で納付してください。窓口で手数料を納付した際に発行される納付済証を申請書に貼付して、高圧ガス保安協会へ送付してください。

詳しい納付方法は以下をご覧ください。

※京都府庁本庁と広域振興局総合庁舎とで納付済証の形式が異なります。

- ・[京都府庁本庁での納付方法](#)（京都府会計課ホームページ）
- ・[広域振興局総合庁舎での納付方法](#)（京都府会計課ホームページ）

手数料に関する問合せ先：危機管理部消防保安課

住所：京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁1号館6階

TEL：075-414-4470／FAX：075-414-4477／MAIL：shobohoan@pref.kyoto.lg.jp

申請書の送付先：高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門

住所：〒105-8477

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

TEL：03-3436-6102／フリーダイヤル：0120-66-7966